

## 次世代育成支援対策推進法行動計画に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 31年1月1日～平成 36年12月31日までの 5年間

### 2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を7%以上にすること

女性社員・・・取得率を80%以上にすること

#### ＜対策＞

- 平成 31年1月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象社員を把握した場合は、制度の周知
- 平成 31年6月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施
- 平成 32年1月～ 制度導入

目標2：小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

#### ＜対策＞

- 平成 31年1月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 平成 31年6月～ 社内広報誌や説明会による社員への短時間勤務制度の周知
- 平成 32年1月～ 制度導入

目標3：平成31年6月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

#### ＜対策＞

- 平成 31年1月～ 各部署毎に問題点の検討
- 平成 31年6月～ 制度導入